

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 勝山市長、勝山市教育委員会、勝山市議会議長、 令和8年7月3日公表
勝山市選挙管理委員会、勝山市代表監査委員、
勝山市公平委員会、勝山市農業委員会、勝山市消防長

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.6 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.5 %
全職員	75.1 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	0.0 %
本庁課長相当職	98.8 %
本庁課長補佐相当職	94.8 %
本庁係長相当職	97.6 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.5 %
31～35年	87.7 %
26～30年	87.4 %
21～25年	93.0 %
16～20年	97.8 %
11～15年	89.1 %
6～10年	96.1 %
1～5年	111.3 %

【説明欄】

- ・全職員の42%が相対的に給与水準の低い会計年度任用職員であり、その内72%が女性であるため、全職員の男女の給与の差異が大きい。
- ・本庁部局長・次長相当職の男女の給与の差異が0%となっているのは、本庁部局長・次長相当職の女性職員がいないためである。
- ・扶養手当や住居手当について、世帯主である男性職員に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は85%、住居手当の受給者に占める男性の割合は63%である。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	16.7 %

【説明欄】

- ・管理職（政策幹級・課長級）に占める女性職員の割合は、年々減少傾向にある
- ・その要因として、将来、管理職を担うべき課長補佐級の女性職員の割合が低いことがあげられる

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	0.0 %
本庁課長相当職	23.5 %
本庁課長補佐相当職	18.5 %
本庁係長相当職	33.3 %

【説明欄】

- ・今後更に職域拡大等による多様な職務機会の付与、将来の女性管理職候補となるべき女性職員の育成に取り組んでいく必要がある

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	100.0 %
女性	100.0 %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	100.0 %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	%	%	%	%
1 週間以上 2 週間未満	%	%	%	%
2 週間以上 1 月以下	66.7%	%	%	%
1 月超 3 月以下	33.3%	%	%	%
3 月超 6 月以下	%	%	%	%
6 月超 9 月以下	%	%	%	%
9 月超 12 月以下	%	80.0%	%	100.0%
12 月超 24 月以下	%	20.0%	%	%
24 月超	%	%	—	—

【説明欄】

- ・育児休業取得率は男女ともに100%となった
- ・会計年度任用職員の男性は育児休業取得対象となる職員がいなかった
- ・育児休業者が希望する期間を取得できるよう職場づくりをしていく必要がある

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	17.5 時間／月
内部部局等以外	7.6 時間／月

【説明欄】

- ・内部部局等と内部部局等以外で約10時間／月の差が生じているが、これは小中学校の調理員や施設員の年間時間数が内部部局等の事務職員より極めて少ないためである